

答 申 第 198 号
平成17年10月28日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年3月11日付け安振第327号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成17年1月4日付けで異議申立人から提起された平成16年12月24日付け安振第254号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした部分のうち、土地の地番に係る部分を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成16年12月24日付け安振第254号で行った「岩石採取計画認可に伴う隣接地同意について」（以下「本件文書」という。）の行政文書部分開示決定に係る処分取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、次のとおりである。

ア 地番、氏名は、実施機関より交付された図面の写しの地番が明らかで、登記所で知ることができるので、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条2号ただし書イに該当し開示すべきものである。認可申請の添付書類に登記簿の写し等があれば開示すべきものである。

イ 印鑑の印影は、法人の権利を害するおそれはないので、開示すべきものである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

開示請求内容である「鋸南開発の林地開発で境界からどのくらい離すかについてわかる書類（土地改良関係）」に対し、土地改良財産を含む山田溜池との距離が記載されている「山田溜池維持管理に関する覚書」が添付されている本件文書を対象文書としたものである。

(2) 不開示とした部分及び理由について

ア 条例第8条第2号該当性について

本件文書に記録された情報のうち、林地開発区域外の個人所有の土地の地番、氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第8条第2号に該当し、不開示とすべきものである。

なお、当該開発区域内の地番は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2に規定する開発行為の許可を受けた開発行為地に、林地開発許可済標識を設置していることから、開示したものである。

また、異議申立人は、認可申請の添付書類に登記簿の写し等があれば開示すべきものであると主張するが、登記簿の写しは添付されていない。

イ 条例第8条第3号該当性について

本件文書に記録された法人の代表者印の印影は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、契約書等重要書類に使用され、記載事項の履行等を確約するという非常に重要な役割を担っており、法人の内部管理に属する情報であることから、当該法人において、むやみに公にしているものではないものである。これが公にさ

れた場合には、当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められることから、条例第8条第3号イに該当し、不開示としたものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、山田溜池改修のために千葉県を取得した土地が、鋸南開発株式会社の林地開発区域に隣接していることから、隣接地を掘削することに対して鋸南開発株式会社から同意を求められたため、千葉県が隣接地同意書を交付したものであり、①岩石採取計画認可に伴う隣接地同意についての起案、②隣接地同意書(案)、③岩石採取計画認可に必要な隣接地同意に対する意見書について(回答)、④岩石採取計画認可に必要な隣接地同意に対する意見書について、⑤鋸南開発株式会社の岩石採取計画認可に必要な隣接地同意に対する意見書、⑥山田溜池維持管理に関する覚書、⑦公図写し、⑧平面図及び⑨横断面図から構成されている。

(2) 不開示情報該当性について

ア 条例第8条第2号該当性について

実施機関は、文書⑦に記録された情報のうち、林地開発区域外の一筆ごとの土地について記録された氏名及び記録された地番が、本号に該当するとして不開示としているので、以下検討する。

イ 文書⑦は、山田溜池維持管理に関する覚書の添付書類である地籍図で、この図名欄には「公図写し」と記載されている。

一般に公図といわれているものは、不動産登記法(本件不開示決定の時点で施行されていた明治32年法律24号。以下「旧不動産登記法」という。)の一部を改正する等の法律(昭和35年法律14号)により廃止された土地台帳法の規定により登記所に備えられていた土地台帳附属地図のことをいうものとされている。

この公図は、旧不動産登記法第24条の3の規定により、登記所に同法第17条の規定により地図が備えられるまでの間、備えるべきものとされる「地図に準ずる図面」として取り扱われ、一筆又は数筆の土地ごとに土地の位置、形状及び地番が表示され、何人でも写しの交付を請求し又は閲覧をすることができるものである。

一方、文書⑦には、公図に表示される一筆の土地ごとの位置、形状及び地番のほか、地目、氏名又は法人名、開発区域、採掘区域、追加採掘区域、字界及び大字界が表示されており、また地番区域、図名、縮尺、作成年月日及び作成者名を記載する欄には、それぞれの該当事項が記録され、さらに鋸南開発株式会社との表示もされている。

そうすると、文書⑦は、公図の写しそのものではないが、記録されている地番に係る情報は、「公図写し」との図名から、管轄する登記所に備え付けてある公図から得た情報をもとに作成された図面と考えることが相当と判断する。

したがって、実施機関が不開示とした土地の地番は、不動産登記簿等の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であるが、公図により公にされている情報と同一であるものと認められ、本号ただし書きに該当し、開示することが適当である。

ロ 次に、地番に併記された氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当する。

実施機関は、氏名について土地の所有者であることを前提とした主張を行っているが、本件文書及び実施機関の説明からはこのことを確認することはできなかった。また、文書⑦は、上記の表示内容から鋸南開発株式会社が作成したものであると認められる。

そうすると、地番に併記されている氏名は、土地の所有者のものであるのかどうか、どのような趣旨で図面に記録されたものであるのか判断することは困難であり、本号ただし書イに該当する情報とも確認できない。

したがって、土地の地番に併記されている氏名は、本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないものとして、不開示が相当である。

イ 条例第8条第3号該当性について

本件文書のうち文書④及び⑤には、土地改良区理事長の氏名とともに理事長印が押捺され、文書⑥には同意する旨の証として土地改良区理事長の氏名とともに理事長印が、株式会社の代表者名とともにそれぞれ代表者印が押捺されている。

実施機関は、本件文書に記録された情報のうち、法人の代表者印の印影が本号に該当するとして不開示としているので、以下検討する。

(ア) 本件文書における土地改良区理事長印の印影は、土地改良区等の印鑑の登録及び証明に関する取扱要領により印鑑登録を受けたものであり、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、当該法人において、むやみに公にしているものと認められる。このような印影が公にされることは、当該法人の正当な利益が害されるおそれがあると認められ、当該印影は、本号イに該当する。

(イ) 次に、株式会社の代表者印は、会社の設立登記の際に届け出られ、印鑑証明の対象となる印であり、当該法人の意思を法人の代表機関として表示する際に使用されるものであると認められる。また、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、これにふさわしい形状を有し、契約書等重要書類に使用するものとして、特別な管理をしている印鑑であるものと推認される。このような印影を公にすると、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、当該印影は、本号イに該当する。

(ウ) したがって、法人の代表者印の印影は、本号に該当するものとして不開示が相当である。

(3) 結論

以上により、実施機関が不開示とした情報のうち、土地の地番は開示すべきであるが、その余の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 3. 11	諮問書の受理
17. 6. 19	実施機関の理由説明書の受理
17. 7. 22	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成17年7月22日現在)